

日本中国料理協会愛媛県支部 会則

【名称】

第1条 本会は、公益社団法人日本中国料理協会定款第44条に基づき、
「日本中国料理協会 愛媛県支部」（以下「本会」という。）と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務局を、愛媛県松山市湊町5-1-1 いよてつ高島屋8F 四川飯店松山店に置く。

【目的】

第3条 本会は、中国料理に係る調理・接客等（以下「中国料理の調理等」という。）に関する調査研究及び普及啓蒙、中国料理の調理等に従事する者の生活の指導及び援助並びに技能向上のための講習会等行うことにより、中国料理の調理等に従事する者の確保・福祉の向上・資質の向上及び食資源の有効活用、食育事業の推進、県民の公衆衛生の向上、国際総合理解の促進等に寄与ことを目的とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の行事を行う。

- (1) 中国料理の調理等の知識及び技術の向上に関する事業
- (2) 県民への中国料理の調理等の普及に関する事業
- (3) 中国料理の調理等に従事する者の職業及び生活に関する指導・相談
- (4) 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
- (5) 中国料理の調理等に従事する者の慶弔等に関する相互扶助その他の援護
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

第5条 会員は、愛媛県に在住し、中国料理の調理等に従事する者で、本会の目的に賛同して入会した個人とする。

【賛助会員】

第6条 賛助会員は、愛媛県内に事業所を置き、中国料理の調理等に関わる者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

【青年部員・青年部会】

第7条 満40歳未満の会員を青年部員とする。青年部会は青年部長を議長とし青年部会員をもって構成する。

【入会】

第8条 本会に入会を希望する会員及び賛助会員は、入会申込書と会費取扱規定に定める入会金を沿えて支部長に提出する。

【会費】

第9条 会員及び賛助会員は、会費取扱規定に定める会費を納めなくてはならない。

【退会】

第10条

- (1) 本会を退会しようとする者は、その理由を附した退会願い書を支部長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その者が役員の場合は、役員会で退会の承認を受けなくてはならない。
- (2) 会員が死亡し、又は法人は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 会員・賛助会員の退会時は、これ迄の納金を返還せず。
但し、一年分納入している場合は、月割りにして返金する。

【除名】

第11条 本会会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において役員の4分の3以上の議決により、除名することが出来る。

この場合において、役員会前に該当会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費を6ヶ月以上納入しないとき。
- (2) 本会の名誉を著しく毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。(役員)

【名誉役員】

第12条 本会には次の名誉役員を置く。

名 誉 顧 問	若干名	
顧 問	若干名	
相 談 役	若干名	
技 術 顧 問	若干名	(調理師免許・専門技能士取得者)
参 与	若干名	

【役員】

第13条 本会には次の役員を置く。

支 部 長	1名	(調理師免許・専門技能士取得者)
副 支 部 長	若干名	(調理師免許取得者)
理 事	十数名	(調理師免許・専門技能士取得者)
監 査	2名	

【役員会】

第14条 第13条の役員全員で役員会を構成し、本会の諸問題の審議は必要に応じ役員会を招集し、役員の過半数の出席をみて役員会の成立とし、出席役員の過半数の同意により可決するものとする。未出席役員は可決案に同意したものとする。

【分支部】

第15条 本会は必要な地域に分支部（ブロック）を置くことができる。
分支部（ブロック）にはブロック長（理事）を置き、これの運営にあたる。

【任期】

第16条 本会の役員の任期は1年とし、役員は役員内に於いて選出する。但し、再選を妨げない。

【解任】

第17条 役員で役員として相応しくない行為のあった時は、役員会に於いて過半数の決議により解任することができる。

【総会・役員会・青年部会の開催】

第18条

- (1) 本会は毎月定例役員会・定例青年部会を最低1回開催する。
- (2) 本会は毎年1回総会を開催する。
その他必要に応じ会員の過半数の要請により、支部長は臨時総会を招集することができる。
また、支部長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- (3) 総会の議長は支部長が行い、支部長欠席の場合は、副支部長がこれを代行するものとする。
ただし、支部長・副支部長改選の年は一般会員より議長選出し、議長が副議長を任命する。
- (4) 総会の進行係は幹事長が行う。
- (5) 議事は、議長及び会議において選任された議事録署名人が行う。
- (6) 議事録署名人は前項の議事録に記名捺印する。

【会計】

第19条 本会の会計に関する事項は、別途に会費取扱規定を定め、それによるものとする。

【会則改定】

第20条 本会の改定は必要に応じてこれを行い得ることとする。
必要の生じた場合は役員会で検討し過半数を持って決議する。

【表彰】

第21条 本会は必要に応じ会員・賛助会員・協力団体・協力個人を表彰することができる。
授与に関しては別に表彰規定を定め、それによるものとする。

【慶弔】

第22条 慶弔金の適用は第18条による運営金取扱規定内に定める。

【事故などへの保障】

第23条 公務移動中に起きた事故、罰金などへの補償はしない。運営金取扱い規定〈第21条〉に準ずる。
ただし本人の過失のない損害を受けた場合は、運営金取扱い規定〈第21条〉に則り支給する。

【雑則】

第24条

- (1) 特別に経費を必要とする場合は、支部長は役員会に諮りその決議により、臨時に徴収又は本部よりの補助を仰ぐ申請をすることができる。

[補記]

平成25年4月 1日施行

平成28年1月 7日一部改正・増補

平成29年4月 7日一部改正

平成30年5月11日一部改正・補足（第10条・3項）